

御殿場市公設浄化槽整備事業に関する

募集要項

平成 30 年 5 月 2 日

御殿場市

目 次

1 本書の位置付け	1
2 事業内容	1
2.1 事業名	1
2.2 事業目的	1
2.3 事業者の業務内容	1
2.4 市の業務内容	2
2.5 事業期間（予定）	2
2.6 事業方式	2
2.7 事業者の収入	2
2.8 法令等の遵守	2
3 事業者募集等のスケジュール	3
4 応募に関する条件等	3
4.1 応募者の備えるべき参加資格要件	3
4.1.1 組織形態	3
4.1.2 応募者の構成	4
4.1.3 欠格事項	4
4.1.4 業務執行能力及び財務能力	5
4.1.5 留意事項	5
4.2 参加資格確認基準日	5
4.3 応募に関する留意事項	5
4.3.1 公正な競争の確保	5
4.3.2 募集要項等の承諾	6
4.3.3 費用負担	6
4.3.4 保証金	6
4.3.5 使用言語、単位等	6
4.3.6 提出書類の取扱い	6
4.3.7 その他	6
5 応募に関する手続き	7
5.1 募集要項等に関する質問の提出	7
5.2 募集要項等に関する質問への回答の公表	7
5.3 参加資格確認書類の提出	7
5.4 参加資格確認結果の通知	9
5.5 参加資格に関する説明要求	9
6 提案書の提出等	9
6.1 提案書の提出	9
6.2 参加の辞退	10

7 提案書の審査.....	10
7.1 審査会の設置.....	10
7.2 審査の内容.....	10
7.3 優先交渉権者等の決定等.....	10
7.4 ヒアリングの実施.....	10
7.5 応募者が1者であった場合の取扱い.....	10
7.6 優先交渉権者を選定しない場合.....	10
8 契約手続き等.....	10
8.1 基本協定の締結.....	10
8.2 S P Cの設立.....	11
8.3 事業契約の締結.....	11
8.3.1 事業契約の概要.....	11
8.3.2 事業仮契約.....	11
8.3.3 事業契約.....	11
8.4 その他.....	11
9 問い合わせ先.....	11

1 本書の位置付け

御殿場市（以下「市」という。）は、御殿場市公設浄化槽整備事業（以下「本事業」という。）について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業として実施することが適切であると認め、同法第7条の規定により、本事業を特定事業として選定し、その旨を平成30年4月2日に公表したところである。

本書は、市が、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するに当たり、事業者として本事業に参加しようとする者を対象に交付するものである。

応募者は、募集要項等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成、提出することとする。

なお、募集要項等と本事業に関する実施方針（平成30年4月2日公表）とに相違がある場合は、募集要項等の記載内容を優先するものとする。

2 事業内容

2.1 事業名

御殿場市公設浄化槽整備事業

2.2 事業目的

市は、生活排水の適正な処理を促進し、住民の生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に資することを目的として、公設浄化槽整備事業の対象区域（以下「特定地域」という。）において市が主体となって合併処理浄化槽（以下「浄化槽」という。）の設置及び維持管理を行う公設浄化槽整備事業を行っている。

本事業は、公設浄化槽整備事業に民間事業者の技術力、ノウハウ等を活用することにより、浄化槽の設置推進を図ることと、設置した浄化槽及び寄附を受けた浄化槽の維持管理業務をより効率的に公設浄化槽整備推進を実施することを目的とする。

2.3 事業者の業務内容

事業者が行う業務内容は以下のとおりである。業務の具体的な内容については「業務要求水準書」を参照のこと。なお、事業者は本事業の実施を目的とする特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立し、本事業を実施することとなる。

- ① PFI方式で特定地域内の一般住宅（併用住宅を含む。）を対象とした概ね400基の浄化槽設置業務および維持管理業務
- ② 市直営方式で既に市が管理している浄化槽のうち、使用者から維持管理を希望された浄化槽の維持管理業務
- ③ 特定地域内で個人が設置した浄化槽のうち、市へ寄附された浄化槽の維持管理業務

2.4 市の業務内容

本事業において、市が行う業務内容は以下のとおりである。

- ① 土地の貸借や責任区分等を定めた御殿場市公設浄化槽の設置に関する協定書の締結
- ② 本事業で設置した浄化槽の買取り（設置業務に係る対価の支払）
- ③ 維持管理業務に係る対価の支払
- ④ 事業者の業務実施状況の監視及び評価
- ⑤ その他市の公権力行使に係る事務

2.5 事業期間（予定）

- ① 事業期間は、事業開始日を平成 31 年 4 月 1 日とし、平成 41 年 3 月 31 日までとする。
- ② 事業期間終了後の維持管理業務は、本事業とは別の事業として実施する。

2.6 事業方式

事業者が浄化槽を設置した後、当該浄化槽に係る所有権を市に移転し、事業者が維持管理業務を行う、いわゆる B T O（Build Transfer Operate）方式により実施する。

2.7 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、本事業は事業者が提供するサービスを市が購入するサービス購入型の事業形態により実施する。

- ① 市から支払われる浄化槽の設置業務に係る対価
- ② 市から支払われる浄化槽の維持管理業務に係る対価

2.8 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施にあたって、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）その他の関係する法令、条例、規則、基準等を遵守しなければならない。詳細については「業務要求水準書」を参照のこと。

3 事業者募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定スケジュールは表 1 のとおり予定している。

表 1 事業者募集等のスケジュール（予定）

内容	日程
募集要項及び業務要求水準書の公表	平成 30 年 5 月 2 日（水）
募集要項等に関する質問受付	平成 30 年 5 月 2 日（水） ～平成 30 年 5 月 14 日（月）
質問の内容・回答の公表（予定）	平成 30 年 5 月 23 日（水）
提案書作成要領及び選定基準の公表	平成 30 年 5 月 30 日（水）
提案書作成要領等に関する質疑の受付	平成 30 年 6 月 5 日（火） ～平成 30 年 6 月 14 日（木）
質疑の内容・回答の公表（予定）	平成 30 年 6 月 18 日（月）
参加資格確認書類の受付	平成 30 年 6 月 5 日（火） ～平成 30 年 6 月 25 日（月）
参加資格確認結果の通知	平成 30 年 7 月 2 日（月）
提案書の受付	平成 30 年 7 月 2 日（月） ～平成 30 年 8 月 2 日（木）
優先交渉権者等の決定、通知及び公表	平成 30 年 8 月下旬
審査結果及び審査講評の公表	平成 30 年 9 月上旬
基本協定の締結	平成 30 年 9 月中旬
事業仮契約の締結	平成 30 年 10 月下旬
事業契約の締結（事業契約の議決）	平成 30 年 12 月下旬
事業開始	平成 31 年 4 月 1 日

4 応募に関する条件等

4.1 応募者の備えるべき参加資格要件

4.1.1 組織形態

- ① 応募者は、単独の民間企業又は民間企業グループのいずれかとする。
- ② 応募者は、市から本事業の交渉権者として選定された場合、本事業の実施に係る契約（以下「事業契約」という。）に先立ち、市と基本協定を締結した後、本事業の遂行のみを目的とする特別目的会社（以下「SPC」という。）を株式会社として御殿場市内に

設立しなければならない。

- ③ 応募者が民間企業グループの場合は、その中の1社を代表企業として、本事業に係る応募及び事業実施の総括責任者を定めるものとする。

4.1.2 応募者の構成

応募者は、次の①から④までの全ての要件を満たすこととする。応募者の構成員のいずれかが、別途独立した応募者の構成員として重複して参加していないこと。

- ① 御殿場市に本社、支社及び営業所をおく企業を少なくとも1社以上を構成員に加えること。
- ② 応募者の構成員の変更は認めない。ただし、市が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。
- ③ 応募者の構成員以外の民間企業で、PFI事業開始後、SPCから業務を直接受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力企業」という。）がある場合は、当該協力企業の名称等を明らかにすること。
- ④ 市と本事業に関するアドバイザリー契約を締結した株式会社NJS（当該企業の指示により当該契約に関する業務を行う企業を含む。）及びその関連会社（親会社及び子会社を含む。）が、応募者の構成員や協力企業として参加していないこと。

4.1.3 欠格事項

次に該当する者は、応募者の構成員となることはできない。

なお、要件確認のため、適宜、市関係者各課及び静岡県警に照会する場合がある。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ② 提案書を提出する日から基本協定の締結日までの期間において市の指名停止措置を受けている者。
- ③ 提案書を提出する日を基準とした過去3ヶ月において、国税又は地方税に未納の税額がある者。
- ④ PFI法第9条各号のいずれかに該当する者。
- ⑤ 浄化槽法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）又は水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の違反により過去3年以内に罰則を受けている者。
- ⑥ 次の法律の規定による申立てがなされている者であること。
 - ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立て（更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
 - ・ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て（再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
 - ・ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第2条の規定による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条若しくは第133条の規定による破産の申立て

- ・ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立て
- ⑦ 御殿場市暴力団排除条例（平成 24 年条例 24 号）第 6 条第 2 項の規定による入札等排除措置を受けている者。

4.1.4 業務執行能力及び財務能力

- ① 本事業を実施するための関係法令に基づく資格等を有し、PFI 事業として効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること、又は有している者を使用する財務能力及び管理能力を有していること。
- ② 本事業を円滑に遂行することができる健全で安定的な財務能力を有していること。

4.1.5 留意事項

- ① 浄化槽の設置業務及び維持管理業務の実施にあたっては、関係法令に基づき一定の資格が必要であるため、SPC 又は応募者の構成員が当該資格等を有することが必要となる。応募時点で当該資格の全てを取得していない場合、応募者は、提案書において事業の実施までに SPC 又は構成員が当該資格等を確保して当該業務を遂行する能力があることを説明すること。
- ② 構成員に必要とされる資格として、提案書の提出時点で、市の一般競争（指名競争）参加資格審査申請を行っていること。また、維持管理に関わる構成員は、提案書の提出時点で、市の一般競争（指名競争）参加資格審査申請を行っていることのほかに、静岡県浄化槽保守点検業者登録の登録を行っていること。
- ③ 構成員は設立される SPC に出資すること。
- ④ 企業グループにおける代表企業は、本事業実施期間中の SPC への出資割合が最も多い構成員とすること。
- ⑤ 出資額については、特に市が額や割合を指定することはないが、SPC 設立に要する初期投資や事業計画に応じた相応額とすること。
- ⑥ PFI 事業者は、事業契約締結後、速やかに本事業推進のために、設置業務及び維持管理業務に係る基本的な業務分担表を市に提出し、着工までに市の承認を受けなければならない。

4.2 参加資格確認基準日

参加資格の確認基準日は、参加申込書（様式 2）の提出締切日（平成 30 年 7 月 5 日）とする。ただし、参加資格確認後、事業仮契約の締結までの間に、応募者が参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、その時点で失格とする。

4.3 応募に関する留意事項

4.3.1 公正な競争の確保

応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。

4.3.2 募集要項等の承諾

応募者は、参加申込書（様式2）の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

4.3.3 費用負担

応募に関し必要な一切の費用は、応募者の負担とする。

4.3.4 保証金

応募のための保証金は免除する。

4.3.5 使用言語、単位等

応募に際して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

4.3.6 提出書類の取扱い

(1) 著作権

応募者からの提出書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属するが、公表その他市が本事業に関し必要と認める用途に用いるときは、市は応募者の許可を得てこれを無償で使用する事ができる。

(2) 提出書類の公開

応募者からの提出書類は、必要に応じて、一部を公開する場合がある。

(3) 提出書類の返却

応募者からの提出書類は、理由の如何によらず返却しない。

(4) 提出書類の変更

提出締切日以降の提出書類の修正、差し替え及び再提出は、市が指示した場合を除き原則として認めない。

(5) 虚偽記載

提出書類に虚偽の記載をした応募は、無効とする。

4.3.7 その他

市は、募集要項等に定めるものの他、事業者の募集及び選定に関して必要な事項が生じた場合には、市のホームページを通じて応募者に通知する。また、募集開始以降、募集要項等を補完又は修正する追加資料を市がホームページにて公表した場合は、当該追加資料が募集要項等の記載内容に優先するものとする。

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の範囲内であっても、市の了解を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じる。

5 応募に関する手続き

5.1 募集要項等に関する質問の提出

本募集要項等の内容に関して質問がある場合は、募集要項等に関する質問書（様式1）に記入の上、「9 問い合わせ先」宛てに電子メール、郵送又は持参により、以下の期間内に提出すること。（電話、口頭による問い合わせ、FAXによる提出は受け付けない。）

電子メール ・ 郵送	平成 30 年 5 月 2 日（水）から 平成 30 年 5 月 14 日（月）17 時到着分まで
持参	平成 30 年 5 月 2 日（水）から 平成 30 年 5 月 14 日（月）まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く各日 9 時から 17 時まで）

5.2 募集要項等に関する質問への回答の公表

募集要項等に関する質問への回答は、市のホームページで公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問については、当該質問者のみに書面により回答する場合がある。また、不当な混乱を招くことが危惧されると判断された質問については回答しない場合がある。なお、回答の公表に当たっては質問者を匿名化する。

5.3 参加資格確認書類の提出

本事業に参加しようとする者は、表 2 に示す参加資格確認書類をまとめて 1 部、「9 問い合わせ先」宛てに郵送又は持参により、以下の期間内に提出すること。

郵送	平成 30 年 6 月 5 日（火）から 平成 30 年 6 月 25 日（月）17 時到着分まで
持参	平成 30 年 6 月 5 日（火）から 平成 30 年 6 月 25 日（月）まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く各日 9 時から 17 時まで）

表 2 参加資格確認書類

提出書類		様式	作成要領等
参加申込書		様式 2	—
構成員一覧		様式 3	—
協力企業一覧		様式 4	・協力企業がある場合に提出すること。
参加資格確認申請書		様式 5	—
添付書類	登記簿謄本	—	・すべての構成員について提出すること。
	定款の写し	—	・すべての構成員について提出すること。 ・定款を備えていない場合は、その内容に準ずるもの。
	国税に係る納税証明書	—	・納税証明書「その3の3」(法人) 又は「その3の2」(個人事業主) ・すべての構成員及び協力企業について提出すること。
	地方税に係る納税証明書 (非課税証明書)	—	・直近1ヶ年度分の法人市民税及び固定資産税に係る納税証明書。 ・構成員及び協力企業について提出すること。
	グループ協定書の写し	様式 6 (参考)	・応募者の構成員間の業務分担等について合意・締結した協定書の写しを提出すること (様式6を参考に作成すること。)
	協力協定書の写し	様式 7 (参考)	・協力企業がある場合に、応募者の代表企業と協力企業との間で業務分担等について合意・締結した協定書の写しを提出すること (様式7を参考に作成すること。) ・協力企業の数だけ協定書の写しを提出すること。
	浄化槽工事業者の登録又は開始届出を証明する書類	—	・構成員及び協力企業のうち、登録を受けている者又は開始届出をしている者すべてが提出すること。
	浄化槽保守点検業者の登録を証明する書類	—	・構成員及び協力企業のうち、登録を受けている者すべてが提出すること。

5.4 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果は、平成30年7月2日（月）までに、応募者（代表企業）に対して書面で通知する。この場合、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付記する。

5.5 参加資格に関する説明要求

参加資格を有しないとされた応募者は、市に対して書面により説明を求めることができる。

ア. 書面の提出期限：平成30年7月17日（火）

イ. 書面の提出場所：御殿場浄化センター2階 環境部下水道課

ウ. 書面の提出方法：「応募資格がないと認めた理由の説明要求書」（様式集【様式9】）に記入のうえ、「9 問い合わせ先」宛に持参することとする。（電話、口頭による問い合わせ、FAXによる提出は受け付けない。）

6 提案書の提出等

6.1 提案書の提出

参加資格を有すると確認された応募者は、表3に示す提案書を作成し、「9 問い合わせ先」宛てに郵送又は持参により、以下の期間内に正本1部、副本10部提出すること。なお、提案書作成の詳細については、後日別途示す「提案書作成要領」を参照のこと。

郵送	平成30年7月2日（月）から 平成30年8月2日（木）17時到着分まで
持参	平成30年7月2日（月）から 平成30年8月2日（木）まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く各日9時から17時まで）

表 3 提案書

提出書類	様式	作成要領等
提案書	任意	・「提案書作成要領」に基づき作成すること。
提案書の電子データ	—	・提案書の電子データ一式をCD-ROMに収納し、提出すること。 ・提案書を通して印刷できるようにしたPDF形式データを収納すること。

6.2 参加の辞退

提出書類を提出した後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式8）を「9 問い合わせ先」宛てに郵送又は持参により提出すること。なお、参加を辞退した応募者が、今後、市の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。

7 提案書の審査

7.1 審査会の設置

市は、提案書の審査を専門的知見に基づいて実施するため、「御殿場市公設浄化槽整備 PFI 事業者選定審査会」（以下「審査会」という。）を設置している。

7.2 審査の内容

審査は、市による参加資格審査及び審査会による提案審査により実施する。詳細については、後日別途示す「優先交渉権者選定基準」を参照のこと。

7.3 優先交渉権者等の決定等

市は、審査会による提案審査の結果を踏まえ、優先交渉権者等を決定し、その結果を直ちに応募者（代表企業）に書面により通知するとともに、市のホームページで公表する。

また、提案審査結果は、審査会の審査講評と併せて速やかに市のホームページで公表する（平成30年9月上旬予定）。

7.4 ヒアリングの実施

審査会及び市は、提案審査にあたって、提案内容の確認等のために必要と判断した場合、応募者に対してヒアリングを実施する場合がある。日時、場所、ヒアリング内容等の詳細については、事前に応募者（代表企業）に通知する。

7.5 応募者が1者であった場合の取扱い

応募者が1者であった場合でも、「優先交渉権者選定基準」に従い審査を行う。

7.6 優先交渉権者を選定しない場合

市は、民間事業者の募集、募集提案の評価において、最終的に、応募者がいない、あるいは、いずれの応募においても市の財政負担の軽減の見込めない、すべての提案の水準に達していない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合には、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

8 契約手続き等

8.1 基本協定の締結

市は、優先交渉権者の決定後、速やかに優先交渉権者と基本協定を締結する。基本協定は、事業契約締結に向けての当事者双方の協力義務、SPC設立の条件等について規定するもの

とする。

8.2 S P Cの設立

優先交渉権者は、基本協定の締結後、事業仮契約の締結に先立ち、基本協定に基づき、S P Cを会社法に定める株式会社として御殿場市内に設立するものとする。

8.3 事業契約の締結

8.3.1 事業契約の概要

事業契約は、募集要項等、市の提示資料及び優先交渉権者の提案内容に基づき契約するものであり、市と事業者との責任分担、事業者が遂行すべき業務内容の詳細、サービス対価の額とその支払い方法等について規定するものである。

8.3.2 事業仮契約

市は、優先交渉権者によるS P C設立後、速やかに優先交渉権者と事業契約の内容に関する協議を行い、協議が整い次第、S P Cと事業仮契約を締結する。

8.3.3 事業契約

事業仮契約は市議会に付され、その議決をもって事業契約（本契約）の締結となる。

8.4 その他

市は、優先交渉権者との事業契約に係る協議が整わなかった場合、審査会の提案審査結果の第二位の次点者と契約交渉を行うことがある。

9 問い合わせ先

御殿場市役所環境部下水道課

所在地：〒412-0039 静岡県御殿場市かまど 359 番地

電子メール：gesui@city.gotemba.lg.jp